

様式 I -7

設計工事請負契約書（案）に関する質問書に対する回答書

No	ページ	条番号	大項目	項目名	質問内容	回答
1	3	第4条	2	設計図書	各暦月における設計業務の進捗に関する報告書の提出期限が翌月の7日までとなっておりますが、営業日数が少ない場合は書類作成が困難となるため提出期日を「翌月開庁日7日まで」としていただくことは可能でしょうか。	ご意見のとおり、提出期日を「翌月の第7開庁日まで」と修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
2	10	第16条	2、3	現場代理人の常駐	本条2項に「現場代理人は、本設計工事請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し」と記載があり、3項には常駐緩和の記載があります。本条文に照らし、設計及び工場製作期間における現場への常駐は不要との認識でよろしいでしょうか。また、「設計期間及び工場製作期間」と「現場従事期間」で別の人員を配置してもよい、という理解でよろしいでしょうか。	設計及び工場製作期間における現場への常駐は不要となります。 「設計期間及び工場製作期間」と「現場従事期間」は、現場代理人は同一の方を配置してください。
3	15	第25条	4	条件変更等	本文に「…第1項各号に掲げる事実が…」と誤字がありますので、ご修正いただけますでしょうか。	修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
4	20	第37条	1	不可抗力による損害	本項の「不可抗力」には新型コロナウイルスの流行や第三者によるサイバー攻撃も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、天災だけが該当するわけではなく、第三者による放火、窃盗や毀損行為も当該不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。	個別の事案については双方協議するものですが、基本的には業務を継続するために最大限の準備、必要な策は講じていただき、双方の責めに帰すことのできない事由が対象となります。